

第1号様式（第3関係）

第2回豊山町高齢者保健福祉審議会議事録

1 開催日時 平成22年10月14日（木）午後1時30分～2時30分

2 開催場所 豊山町役場 3階 会議室3

3 出席者

（1）委員 6名

戸田望、鈴木豊也、岡島誠次、鈴木泰男、尾野よし子、養父清二

欠席者：2名 江崎弘、小坂啓史

（2）事務局

福祉課長 水野増彦、地域包括支援センター館長補佐 尾関礼子

高齢者・介護係長 横田仁美、高齢者・介護係主任 下村友美

4 議題

1. 開 会

2. 議 題

（1）地域密着型サービスの指定について

（2）その他

5 会議資料

当日配布資料

①参考資料1：グループホームとよやまの憩

②豊山町指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則

③地域密着型サービスの指定について（諮問）の写し

6 議事内容

事務局：それでは、ただ今から、第2回高齢者保健福祉審議会を開会いたします。

本日の審議会の司会進行を務めさせていただきます福祉課の下村です。よろしくお願いいたします。本日、小坂委員から欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告します。

それでは、開会にあたりまして、戸田会長から一言ご挨拶をいただきます。

会長：本日は各委員の皆様におかれましては、第2回目の高齢者保健福祉審議会開催にあたりましてご参加いただきましてありがとうございます。

さて、本日の審議案件につきましては、すでにご案内させていただいておりますように、前回にもお話のありました地域密着型サービスの指定についてであります。第4次介護保険事業計画の中における地域密着型サービス提供についての町が指定する申請事業者にかかる審議でございます。

皆様方の忌憚のないご意見をいただき、答申をいたしたいと考えています。よろしく願い申し上げ、あいさつと代えさせていただきます。

事務局：ありがとうございました。

審議に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

本日の配布資料は、参考資料1のグループホーム「とよやまの憩」と、豊山町指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則、地域密着型サービスの指定について（諮問）の写しです。よろしいでしょうか。

それでは、これより議題の審議に入ります。会議の進行につきましては、会長の取り回しでお願いします。

会長：それではただいまから議事の進行をさせていただきます。

審議に先立ちまして会議録署名委員の指名を、前回と同様、鈴木豊成委員と岡島誠次委員をお願いいたします。

では、議題に沿いまして地域密着型サービスの指定についての諮問でございます。事務局から説明をお願いいたします。

事務局：では、説明させていただきます。グループホーム「とよやまの憩」に関しては、第1回目の審議会のときに少しお話をして、それ以降、直接、見学会を設けまして、数名の方にご参加いただき、どんな方が入っているのか、とか施設の概要等を見学していただいて、少し把握していただいたと認識しております。

グループホーム「とよやまの憩」に関しては、9月30日付けでメディカルコーポレーションから廃止の届出がでました。10月31日をもって廃止するというものです。

同日に株式会社イービーエーサービスというところから、グループホーム「とよやまの憩」の申請書がでました。

申請書を精査させていただいて、本日の審議会を迎えております。

メディカルコーポレーションが行う「とよやまの憩」とイービーエーサービスが行う「とよやまの憩」は大きな変更はございません。建物、土地はもともと借地、借家ですので、これを継続して契約の変更を行っています。

建物は221.49㎡、坪数では67坪くらいです。設備用品についても一切現状維持のまま引き継ぐというものです。

参考資料1にあります変更点一覧に沿って説明させていただきます。

①「申請者」ですが、契約の母体が株式会社メディカルコーポレーションから株式会社イービーエーサービスに変更となります。定款などはイービーエーサービスのものがきちんと添付されていました。

②「従業員の勤務体制及び勤務形態の一覧表」ですが、早番が8時～17時であったものが、7時～16時に変更となっております。夜勤入りが17時～24時が16時～24時に変更となっています。

その他、日中は2名以上の体制、夜間は1名の体制に変わりはありません。

③「管理者の経歴」ですが、管理者はメディカルコーポレーションと同じ方ですが、イービーエーサービスに転籍なさるそうです。去年、いままで准看護師だったのが、正看護師の免許も取得されたので、それが追加となっております。

④「事業所の平面図」は既存の建物で運営譲渡のため変更ありません。

⑤「設備、備品に係る一覧表」も既存の設備、物品のまま譲渡ですので変更ありません。

⑥「運営規定」ですが、これは事業所の主な勤務形態とか、介護職員何名とか利用者さんに出す運営規定がありますが、名称変更とか計画策定者が今まで非常勤という形でありましたが、今度は常勤兼務といって管理者が計画策定者も兼務することとなっています。

介護従事者は6名でしたが、今後は介護従事者10名、常勤専従が4名、非常勤兼務が5名、非常勤兼務が1名となっています。

⑦「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」には大きな変更はありません。これは苦情処理の体制とか手順の明確化、保険者、県の相談窓口がきちんと記載されているかを確認いたしました。

⑧「当該申請に係る資産の状況」は、株式会社イービーエーの決算報告書が載せられております。

⑨「介護老人福祉施設・介護老人保健施設・病院等との連携体制及び支援体制の概要」ですが、これまで「なごやかクリニック」であったものが、「伊藤クリニック」、「岩田歯科クリニック」が「リハデンタルクリニック」となっています。

⑩「介護老人福祉施設・介護老人保健施設・病院等との連携体制及び支援体制の概要」ですが、これは今までと大きな変更は無く、協力医院が変更となったために連携の場所が変わったというものです。

⑪「地域密着介護サービス費の請求に関する事項」ですが、これは介護保険の1割負担プラス加算というものがあり、若年認知症加算、医療連携加算が今

までありましたが、加えて看取り介護加算がはいっています。看取り介護加算がつくことによって、最後まで病院に入院することなく、施設で最後を迎えることができます。

⑫「法第78条の2第4項各号及び第115条の11第2項各号に該当しないことを誓約する書面」は、欠格事由者でないことを確認しています。

⑬「役員の氏名等」ですが、代表取締役がこれまでメディカルコーポレーションの方が、これからはイービーエーサービスの方に変わっています。管理者は変更はありません。メディカルコーポレーションでは、取締役、監査役2名を置いていましたが、その方たちは欠格事由になっておりますので、イービーエーサービスでは設置はありません。

⑭「介護支援専門員の氏名等」は変更はありません。

⑮「運営推進会議の構成員」も、変更無く今までと同じで、知見を有するものの3名、地域住民2名、民生委員1名、家族代表1名となっております。2ヶ月に1回開かれております。これまでもきちんと開かれていました。

以上で、申請書の添付書類に基づいて変更点を上げさせていただきました。よろしくお願いいたします。

会長： ありがとうございます。

平成21年4月に豊山町が指定していました、グループホーム「とよやまの憩」の運営事業者メディカルコーポレーションについては、静岡県で介護付き有料老人ホーム等の指定認可の取消処分を受け、業務管理体制の改善勧告を受けました。つきましては連座制が適用され、自治体豊山町としましても、当社を外し、新たに説明のありました業者を指定するものであります。

ただいまの説明に、委員の皆様からご質問がありましたら、よろしくお願いいたします。

委員： いくつか質問します。よろしいですか。

まず2番目の「従業員の勤務体制」について、24時から朝までは誰もいないのですか？

協力医療機関ですが、伊藤クリニックの専門は何ですが。場所はどこですか。歯科も教えてください。

請求に関する事項で、加算費用の負担は誰がするのですか？

役員が変わりましたが、どんな関係の方ですか？

今は、株式会社の取締役は1名でよいのですか？株式会社法では4、5人置かなくては行けなかったように思いますが。

事務局：イービーエーはもともと1名しか置いていません。1名以上ということではないです。

委員 運営推進会議構成員は、実際には誰が招集して、内容はどうなっているのでしょうか。

事務局：1つずつお答えします。

夜間の勤務体制につきましては、勤務形態がありまして、「夜勤明け」が夜中の12時～朝9時までで1人いて、「夜勤入り」が午後4時～夜中の12時までで交代しますので、24時間の夜中でも誰か1人はいます。「入り」と「明け」で交代するようになっています。

委員：誰かはい、ということですね。

事務局：協力医療機関は、「伊藤クリニック」は千種区にあります。内科かどうかは、わかりません。「リハデンタルクリニック」は東区にあります。

委員：専門は調べればわかるので、いいです。

委員：「伊藤クリニック」の先生は1週間に一度くらいは来るのですか？

事務局：1週間に一度来ます。週1回以上の往診とあります。健康診断は年に1回。歯医者が必要時における歯科検診を実施、とあります。

委員：歯医者は、嘱託員ではなくて協力医ですね。

事務局：協力医です。

委員：「伊藤クリニック」はどうですか？

事務局：「伊藤クリニック」も協力医療です。

事務局：次の加算の負担についてです。加算の利用負担は、本人が1割、9割が保険請求となります。例えば、若年性認知症加算は1日120単位ですので、それが30日となります。

委員：看取り介護加算は、入所したら加算されるのですか。

事務局：ではなくて、そういう時期になって、医師がターミナルと判断した時からです。1日80円です。

委員：入所している方で、施設で契約している病院以外の、近くで病院にかかっている方はいないのですか。

事務局：います。入所する時に紹介状などが必要です。そして、伊藤クリニックの先生にかかります。そして、伊藤クリニックで診きれない場合は、別の病院へ紹介されることもあります。人によっていろんな方法があります。

委員：わかりました。

事務局：役員の氏名ですが、メディカルコーポレーションもイービーエーサービスも、母体は株式会社フロンティアというものがありまして、イービーエーが子会社となっています。フロンティアはグループ会社として登録しているので、親子関係にありません。このたびの連座制が取られても、親子関係に無いので、有料老人ホームもイービーエーが経営譲渡されて運営するわけです。厚生労働省も審査をして許可をしているので、問題はありません。

委員：イービーエーサービスというのは、今までに経験があるのですか？

事務局：「小牧の憩」という有料老人ホームを経営しています。

10月1日から、メディカルコーポレーションが連座制を受けた施設をすべての譲渡を受け経営することとなっています。

委員：「小牧の憩」以外の経験はないのですね。2箇所だけですか？

事務局：名古屋市にも何箇所かあります。

委員：経営者がいくつか所有しているのですか。

事務局：そうです。ただ、従業員などは現在そのまま引き継がれます。

今、小牧口駅のすぐそばでやっている有料老人ホームも、他の会社がやっていた施設が経営困難になって、経営譲渡されてやってみえたので、そういうノウハウはあると思います。

委員：優良業者かどうかの判断は非常に難しいね。役場などで、今後しっかり監査なり、立ち入ったことが無ければ、僕らでは、どこか悪いか外観だけではわからない。監査機関などのようなものが、地域住民や民生委員、家族代表であるけれど、専門家ではない訳だから、よくわからない。

事務局：運営推進会議が、2ヶ月に1回開かれておりまして、召集は施設の管理者がかけます。それに、うちの課長と地域包括センターと家族の方が参加し、いろんな意見を聞きながら、町も意見を言わせていただいています。

地域密着型というのは、町が指導監査の権力をもっていますので、譲渡されてから入る予定としております。そういう所でしっかりと見させていただくことと、ボランティアも月に何回か入っていただいて、利用者のご意見や様子をきちんとみていただいていますので、いいかと思います。

この前、一緒に見学に行ったときも、あれだけではわかりません。良さそうな感じでしたけれど、突然行った時には介護職が一人しかいなかった、ということもあるかもしれませんので、突然訪問することも大事だと思います。

委員：家族の意見を聞くと一番わかります。生の声を聞くと一番改善できます。第三者から言っても効果がない。

委員：前はどんな点が問題だったのか？

事務局：静岡県では、指定の申請の時に虚偽の書類があって、内部で借主と貸主でゴタゴタがあって、告発されたものと思います。

委員：トラブルというのは、事業自体の問題ではなかったのですね。

事務局：無いと思います。

委員：イービーエーサービスの会社の登録地はどこですか。

事務局：小牧です。「小牧の憩」の場所が本社になります。

委員：代表取締役は医者との関係ですか？

事務局：医者ではありません。

事務局：ご本人は、グループホーム開設者研修などを受けて資格を取得されました。

委員：看取り介護加算の条件はなんでしたか？

事務局：看護師と、医師等の24時間の連携です。

委員：施設を見に行ったときに、9名のうち、豊山町の方は4名入っていましたが、豊山町の方で待機はありますか。

事務局：ありません。1床空いている状態です。地元の方は4名ですが、他に入っている方も、住所は豊山町に移しています。

委員：現在は、豊山町の住民が8名入っているということですね。

事務局：豊山町の人しか入れません。

会長：後はよろしいでしょうか。質問、意見も出尽くしたようですので、答申をまとめたいと思います。今回の答申につきましては、皆様の貴重な意見を取りまとめて、承認として答申いたしたいと思います。いかがでしょうか。

委員：異議なし

会長：本日の議題につきましては以上になります。続いて、その他となりますが、皆様から、もしくは事務局のほうから何がございますか。

委員：規則の附則に「町長が別に定める」とありますが、こういうのは町のホームページでみることはできますか？

事務局：今は、他には何も定めていません。審議会で、どうしても必要な物があるというご意見をいただければ、定めていきます。

委員：今後、法第何条・・・というのがあれば、わかりにくいので、参考で内容を付け加えていただけるとありがたいです。

事務局：わかりました。

会長：他にございませんか。

以上をもちまして、第2回高齢者保健福祉審議会を閉会とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

上記のとおり、第2回豊山町高齢者保健福祉審議会の議事の経過及びその結果を明確にするため、この議事録を作成し、会長及び出席者2名が署名する。

平成22年11月16日

会 長 戸 田 望

署名人 鈴木 豊也

岡島 誠次